

中世寺院成立に関する一考察

— 九〇十二世紀東大寺をめぐる —

久野修義

【要約】 九世紀段階の東大寺は、まだ独自の支配機構をもって庄園支配にあたったとは言いがたく、他の王臣家が家産制的支配を行っていたのと大きく異なっていた。十世紀に入ってようやく東大寺は別当を中核とする形で機構整備を行うようになる。それが政所であるが、他方でなお国家機関への依存性を残していた。この二側面は寺家が使用した「符」「牒」という二種の文書に表現されていた。十一世紀中葉に至って政所は機構的成立を遂げるが、それは寺内における有力寺僧らの役割が大きな比重をもつことを意味していた。これ以後寺内の動きについては彼らの抬頭と別当の役割の減少がみられることになる。十二世紀になるとこの傾向は明確化し、別当の離寺と共に公文所や預所の登場にみえるように寺内有力僧の様々な動きが注目されるようになる。またかかる有力僧は寺役対捍すら行うような私領主の側面をもっていた。このように寺内は彼らを核として分権化の様相を深めていた。

史林 六一巻四号 一九七八年七月

はじめに

近年における中世寺院研究は充実にないめざましいものがある^①。その背景には寺社権力を五〇年代の如く、中世を通じて衰退していく古代的権力と把握するのではなく、日本中世社会において固有の質的規定性をもつすぐれて中世的なものであるとする認識がある。このような認識が一般化したのは黒田俊雄氏の一連の研究によるところが大きいのであるが、とりわけその「中世寺社勢力論」^②は近年における寺社研究の集大成をめざしたものととして大きな意味をもつ。今や寺社研

究は一特殊研究領域にとどまらないのである。とりわけ日本の中世社会が国家権力において多くの連続性を保持しながら成立してくる以上、古代から存続していた社の中世成立期における変化を解明することは重要なものである。

しかしながら、このような中世寺院の成立過程は充分に明らかになっていない。大局的には国家権力から自立していく過程^④として、あるいは「官寺」から「権門寺院」としての見通し^⑤が与えられてはいるものの、その具体的な構造変化という点では不明の部分が多く残されているのである。それ故にまた中世の成立を説明するにあたって寺院研究の成果は充分に位置づけられていない。

本稿はもちろんこの問題について全面的に答えるものではないが、この課題に迫るため奈良時代において国家的寺院の典型として存在していた東大寺をとりあげ、同寺がどのような内部の機構的変遷をとげつつ中世寺院となっていくのかを具体的に跡付けてみたいと思う。とりわけ九〜十二世紀にわたってその中枢部に注目しながらその段階差を明らかにしたい。

東大寺については近年稲葉伸道・永村真氏らが精力的な研究を公けにされているが、両氏とも鎌倉期以降を重視されているようであって中世成立期については依然として不充分といわねばならない。ただ稲葉氏については平安末から鎌倉期までを視野に入れて、別当を中心とする「政所系列」―「公的」なもの―と、寺僧らの「惣寺系列」という「権力の二元性」を指摘され、鎌倉期を通じて前者から後者へ支配権が移行するという見通しを与えられた。本稿は時期的には氏のいうところの「政所系列」の成立・展開する時を扱うものであるが、私は中世東大寺成立にあたって、その成立に大きな意義を感じているのであり、従って氏のいう二系列の権力にもとずくとらえ方とも異なることにもなるかと思う。

そこで以下改めて考察していきたいと思う。^①

① さしあたり『史学雑誌』が毎年行っている「回顧と展望」の一九七

五・六年度版を参照されたい(『史学雑誌』八五―五・八六―五)。

② 特に「中世の国家と天皇」をはじめとする『日本中世の国家と宗教』

(一九七五年)に所収された諸論考。

③ 新版『岩波講座日本歴史』中世二

④ まとまったものとして竹内理三『律令制と貴族政権Ⅱ』（一九五八

年）付録の諸論考をあげておく。

⑤ 前掲註②③

⑥ 種葉氏「中世東大寺寺院構造研究序説」（『年報中世史研究』創刊号）、

永村氏「東大寺大勸進職と油倉の成立」（『民衆史研究』一二号）、「鎌倉期東大寺学侶僧の形成とその寺内諸活動」（『同』一四号）、「中世東大寺子院の経済活動と財政構造」（『南都仏教』三六号）。

⑦ なお東大寺の歴史を概括的にみた代表的なものとして平岡定海『東大寺の歴史』（一九六六年）がある。

第一章 庄園支配と別当・寺家使

本章では、まず九・十世紀における東大寺の庄園支配の一端をみることによって、寺内のあり方の変化をさぐってみたいと思う。

承和五（八三八）年、この年は東大寺別当に新たに円明が任じられた年であるが、また東大寺がその庄園経営において注目すべき動きを示した年でもあった。即ち東大寺はこの年太政官に次のような牒を提出している。

寺家梨田陸田每国有教、而頃年寺使令勘、或為王臣地、或為百姓田、今為実録、別当内豎正六位上石川朝臣真主充使発遣、望請蒙下符、将勘札^②（傍点筆者以下同じ）

かかる東大寺の要請は太政官に受け入れられた模様であり、同年九（五）月五日付太政官符が阿波国や因幡国に下され石川朝臣真主が使者として下向している。この時の東大寺の寺田回復運動が、個々の庄園の枠をこえた大規模なものであったことは、先の牒に「每国有教」と寺田勘札を特定の国に限定していないことや、太政官符が阿波国・因幡国に到着したのがそれぞれ承和七、同九年^④とかなり時を費していることなどから充分考えられる。従ってこの時期までに諸国の東大寺の初期庄園経営は、きわめて危機的な状況にあったことをまず確認しておきたい。

次に先の引用史料から注目されるのは「寺使」の存在である。彼らは東大寺が独自に派遣していたものと思われ、従っ

て太政官符に基いて下向した石川朝臣真主―彼は官人俗別当であった―とは同列に論じられない性格のものであろう。そしてこの時期の寺家の庄園支配を通常担っていたのはこの「寺使」と思われる。

そこで以下「寺使」の性格について考えてみたい。阿波国において次のような事例が存在する。先に少し触れた如く石川朝臣真主はこの国にも下向していたが、その効果があった模様で、承和十一年、一定度の寺田回復を確認した阿波国牒が出されている。そしてこれは「具事状、即附廻使豊貞等」された。この廻使という名称からは、寺家より諸国につかわされたものが想像されるが、その際各国の国衙機構との接触が重要な比重を占めていたようである。時代はさかのぼるが天平神護元(七六五)年、東大寺が国造勝磐妻子よりこの地の墾田を買得立券した際、現地に赴いた「廻使僧慶浄」もやはり因幡国牒を付されている。八世紀後半にみえたような寺使僧が、この段階においてもなおかつ存続していたことは、東大寺のこの時期の庄園経営に対する脆弱性を思わせるものがあるが、名称の一致からかかる判断を導き出すのは早計にすぎよう。そこでさらにこの時期の寺使を探ってみよう。

まず延暦十二(七九三)年の播磨国坂越・神戸両郷解に「寺使僧」がみえる。この地にあった東大寺塩山に対して「専前少掾大伴宿禰」なるものが堺柱を改めて寺家側の材木を悉く伐りとってしまうという挙に出たため、「寺使僧」が遣され彼は「当土人夫等追召山堺勘問」したという。

次にみえるのは、先の石川朝臣真主が東大寺田の実録のため因幡国へやってきた頃、まさに同国高庭庄の別当僧靈俊によって作成された解にみえる使である。そこでは「寺家之使」は前の庄別当伴蘭麻呂が「所負巨多」としたために下向し「負物勘徴」せんとしている。

さらにこの庄別当靈俊がこの解状の二日後に注進した高庭庄の損益帳に対して「使」が現地に臨んで検察を加えているのがみえる。① 時期的にはちょうど石川朝臣真主がこの地にきている時と一致しており、この「使」は彼かとも思われるのであるが、彼は「王臣地」や「百姓田」となってしまうている東大寺田を実録するために派遣されたのに対して、この損

益帳に記されている地は寺家の田地として明らかかな地であるから、その実情の把握ということについては彼とは別の権限、もしくは別の系統の使者によると考えたほうがよいであろう。¹³

九世紀末までの東大寺使は、ほぼ以上のようなものと思われる。わずかな事例でその性格を考えるのは困難ではあるが、まず考えられるのは、いずれの使者も定期的毎年寺家から遣わされていなかったらしいということである。即ち現地において相論があった時、また負物がかさなり催促が必要になった時、ようやく寺使は派遣されるのであって、高庭庄の損益帳を検分した使者も、同庄別当の改替、石川朝臣の寺田実録というような特異な時期のものであった。またこれらの使者には後年の如き集団性・武力性も見出せない。¹⁴

このような寺使のあり方は、この時期寺内において庄園支配のための寺内組織がまだ整っていなかったこと、さらに在地把握の弱さを思わせる。天平宝字末年以降、造寺司にかわって三綱が主体となって寺田の経営にたちむかうようになることは、すでに岸俊男氏が明らかにされているが、この寺田経営は順調にいかなかったといわねばなるまい。かかる状況¹⁵下で寺家は中央政府に働きかけ、依存し、また政府の側でも仏教統制政策をとっており、その両者の動きの中で官人俗別¹⁶当の使者が登場するわけである。

そこで、次に高庭庄を例にとり、この下向した俗別当石川朝臣の行った寺田実録の具体的作業をみながら、この時期の庄園支配のあり方をさらに考えてみよう。彼は延暦年間に東大寺が売却した地について次のように勘申している。

凡寺家田園、僧綱・三綱等^{分脱之}輒非出入物色、若有売却者、須申官、然後沽買、而偏随宅牒状、寺財沽放、事意相違、今須還為寺地¹⁷

この売買については、僧綱に出された東大寺三綱牒がみえるが、かかる売買が「偏随宅牒状」によって寺財を沽却したと称されているのは注目される。それは「申官」ことをなしていない私的なものとされているのである。この宅牒とは引用箇所¹⁸のすぐ前にみえる春宮坊藤原朝臣繩主家の延暦二〇年二月一日付の牒をさすのであろうが、土地移動が国家機構を経ないルートで個別的にすでおこなわれているのである。そしてそのことゆえ俗別当石川朝臣は無効だといっているのである。

このようにして繩主により買得された地は、また別に東大寺より藤原藤嗣が買得した地も同様であるが、見開田の面積は増加しその経営も進展していたことは既に指摘されているところである。それは寺田と比較すると一層きわだったものであった。繩主にしても藤嗣にしても共に中央官人であり、東大寺同様在地にいなかったにもかかわらず、着実に大土地所有を実現しているのである。この差異はどこからくるのであろうか。

そこで先に東大寺使についてみたように諸家の使をみると、まことに寺家使とは異なった状況が見出せるのである。

いずれも九世紀中葉以降のことであるが、王臣家の使は料物運送のためにたびたびの禁制にもかかわらず往還の船車馬を「強雇」している事実や、「家印」を出して郡司や富豪宅の稲を取っている事実がみえる。後者については特に「家印」によっている以上私的な行為であることは明らかであるが、さらに寛平三(八九一)年の太政官符によると、より明確なことに諸家の使が国司を経ないで郡内に闖入し百姓を凌轢していたのである。

このように九世紀後半の王臣家の使の動きはまさに注目すべきものがあつた。それは先に石川朝臣真主によって不当とされた「宅牒」の世界に連なるものといえよう。

しかしながら、他方東大寺はこの石川朝臣の勘申の態度からも窺えるように、かかる動きはその国家的寺院という性格もあつて大きく制約をうけていたようである。寺家独自の収取機構の弱さは掩うべくもない。先に見た如く東大寺使は下向してその地が王臣地や百姓田となつていてもなす術もなく、改めて寺家は太政官を通して俗別当の派遣を要請しなければならぬのである。

では、この一見大がかりな承和年間の寺田回復の動きは成功したのであろうか、ということになると懐疑的にならざるをえない。因幡国において、国衙が積極的に協力しなかつたことは先学によって指摘されているところであるし、なによりも承和以後の高庭庄経営についての東大寺の状況は「代代寺司無心勘発従失地利」とか「後後司等漏忘不領、經數十年」という状態であつたからである。寺田支配のための寺内体制は、九世紀段階、まだまだ不十分であつた。そしてそれは同

時期の諸家のあり方に比して大きく遅れていたといわねばならないのである。

二

さて、前節は九世紀における東大寺の庄園支配の一端をみたわけであるが、十世紀の状況はどうであっただろうか。

再度高庭庄についてみると、十世紀初頭頃東大寺は相次いでその回復の努力をしていたことが判明する。まず昌泰三(九〇〇)年東大寺の要請により郡司は寺田の勘文を作成しており、ついで延喜五年には太政官が寺家の意をうけて因幡国司に調査を命じている。さらに延喜十三年、東大寺は藤原有実・紀高子が領掌している田地を自らのものにせんと太政官裁を請う解状を提出している。^④

このようにみると、依然として東大寺の国家機構への依存性が窺えるわけであるが、同時にまた注意されるのは、これらの動きがそれぞれ東大寺の別当が、道義・戒撰・智愷の時期に対応しているということである。^⑤即ち、東大寺は別当がかわるごとに積極的な働きかけを行っているのであって、このことは東大寺の庄園支配における新たな動きを思わせるものがある。

事実、最後の智愷の場合、先に述べた東大寺解をみると注目すべきことがみえるのである。この解は延喜十三年、別当智愷と三綱の手によるものであるが、「爰智愷以去延喜十二年被任别当、就事之後、任本公驗可被返納之状、度度牒送彼家」と記されているのであって、智愷は太政官裁を請う前に、別当着任後ただちに、有実家らと牒を交換しているのである。^⑥この家牒とのやりとりは、かつて承和年間に俗别当石川朝臣が正当な土地移動を示すものではないとその効力を否定した宅牒のあり方と類似する私的なものといえよう。即ち寺家は、この時律令官制にたよらないルートでまず独自に王臣家と接触を行っているのである。かかる動きは、前節にみたような王臣家の使者の活発な行動にみられるその家政機構に対する寺家の側の認識の深まりと対応を示すものだと思う。寺家は一方で国家機構への依存性を維持しながらも、他方私

的なルートにも積極的のり出しているといえるのである。

そこで、次にかかる状況を前節と同様に寺家使のあり方に即してさらに考えてみよう。

天慶四(九四二)年因幡国衙は次のような内容の牒を寺家に送っている。

(A)牒、去年八月八日衙牒九月十三日到來稱、得高庭庄司并收納使勸朝等解状傳、件石丸・茂材持來寺家活文、妨領地子、不聽使所勸、望請政所裁依実勸領者、今檢案内、為件石丸・茂材更無活却彼庄地子物、是尤石丸等奸犯之甚、乞衙察状、召捕其身、欲彼

勸亂奸偽之由者、下符諸郡、搜求件茂材・石丸等所郡之内、無有其身、仍不堪勸亂之状、牒送如件、乞衙察之、今勸勸朝、以牒、

ここで寺家使について注意しておきたいのは以下の点である。まず、ここに窺える「庄↓本寺(政所)↓国衙」という

文書の動きが示すように寺家の国衙機構への依存性が見え、さらにその際寺家使が国衙と寺家を結ぶ働きをしているという九世紀段階と同様の状況が一方であることである。しかし他方この時寺使勸朝は地子収納のため遣わされているのだが、

その際に「使所勸」とあるように、庄司よりも彼の方がその役割について前面に出ているように思われることである。本

寺への解状の差出人についても、承和頃の「負物巨多」のまま姿を消した伴藺麻呂のことを記した解状は庄別当靈俊一人

であったが、ここでは「高庭庄司並收納使勸朝等解」と寺家使も共に名を連ねている。これらのことは寺家使の役割が以

前よりも増大してきているあらわれではないだろうか。さらにその役割に注意すると、十世紀、とりわけその中葉以降に

は、寺家使は右の地子物の収納に限らず散田の行為や寺領をめぐる相論への参画をしていることも確認できるのである。

このようなところに智愷の動きにみたような東大寺の庄園支配についての新しい動きが見出せるように思われる。

それでは、かかる寺家使はどのようにして派遣されるのであろうか。ここで先の史料(A)に寺家使らが解状を「政所」に

提出していることが注目されるのである。そしてこの「政所」こそが寺家使を派遣すると思われるのだが、その際に発給される文書もこの段階で新たに見え出すのである。次にその例を示そう。

(B)寺家符 阿波国新嶋・勝浦・枚方等庄々

可早附使者勸進去年并以往地子物、兼令行当年散田務之状

使

右為令勘納去年并以往地子物、兼行当年散田之務、差使発向如件、庄々
宣承知、一事以上随使所勘、去年以往、随作并進其地子、当年春時各進
請文、更無荒田、悉以開発、若有収公、引代々官省符、牒送国衙、将可
令免除、曾勿違失、故符、

(署名略)

寛和三年二月一日^⑤

ここでも史料(A)でみたことと同様のことが見出せる。即ち寺家使は寛
和三(九八七)年の散田、それ以前の地子収納をその役目としており、さ
らに「一事以上随使所勘」というように寺使の権限の大きさが窺え、と
同時に収公があれば国衙と接衝せよと、寺使と国衙の関係もみえる。

そして注目したいのは、寺使がこのような「符」によって派遣されて
いることである。そこで東大寺符として管見にふれたものをまとめると
表Iの如くである。

ここに見る如くその文書数は決して多いとはいえない。これは充所を
みてもわかるように、符が寺領に下される東大寺内部の文書ということ
も一因であろう。同時にその文書の動きを先の史料(A)でみたそれとあわ
せ考えると、この時期《庄符^符本寺^牒国衙》という関係が見出せる。つま
り東大寺は国衙に対しては「牒」、庄園に対しては「符」と二様の文書
を使用しているわけである。

表I 東大寺符

No.	年月日	充所	主たる内容	出典 『平安遺文』
(1)	天曆5(951)年	越前国足羽郡庁牒にみえ、東大寺諸庄収納使に対して「件庄々(道守、鑑、莠園庄)、可檢田収納之由、寺家符」が出されている。		263号
(2)	寛和2 ^① (986)8.3	越中国礪波郡の諸庄	永観2(984)以来の未納分の地子勘納と檢田収納の寺使を派遣	441号
(3)	〃3(987)2.1		本文の引用史料(B)参照	325号
(4)	長保6(1004)7.20	因幡国高庭庄	高庭庄別当を補任 ^②	433号
(5)	長久2(1041)9.14	賀茂庄司	檢田収納の寺家使を派遣	589号
(6)	康平2(1059)8.2	玉滝 柚	玉滝柚別当を補任	931号

註①本文書は案文で、寛弘2年8月3日となっているが以下の点から寛和2年と判断した。まず事書に「当年檢田収納并永観2年・寛和元年并三^(箇年)地子」とあること、仁平3年の文書目録の越中国の項に「庄園遣寺使下別当一卷一枚寛和二年三綱判」とはあるが寛弘2年はみえないこと(『平安遺文』2783号)、本文書の署名者の構成がNo.3の符と類似すること。

②この時、同時に因幡国衙に対して高庭庄に関する東大寺牒が出されている。

③No.5,6は書き出しが「政所符」となっている。

次に「符」は寺使派遣に際して発給されている例が多いことが認められるが、その発給主体こそ別当―三綱という政所であった。「符」という文書様式は、所管から被管に下す文書として公式令にも見え、形式上の特徴は日付の前に署名があることであるが、表Iのものもすべてこの形式を踏まえていることが確認できる。また奈良時代の正倉院文書にも「符」を見出すことができる。これらのことからみれば、この寺家符は新しい点はないかのようにもみえる。しかしながら奈良時代の「符」はいずれも造東大寺司より写経所等に出されたものであり、やはり同一視することはできない。ここにあげたような別当・三綱という政所構成員によって発給されている寺家符は、東大寺の庄園支配の中核機構が整備されてきたことを物語るすぐれてこの時期のものであると思われる。

そこでこの寺家符の性格と関連して注意したいのは延喜五年の太政官禁制の中にみえる「家符」である。それによると院官諸家は「偏就田宅資財之事、不経国宰直放家符」って郡司雑色人を召し勘していたという。ここに見えるように、家符が早くから、正規の国衙ルートを經ず、在地と中央を結合する文書として機能している事実は注目される。それは第一節でみた王臣家の活発な家産制支配のあり方と対応していたのであろうが、本節冒頭で述べた如く、十世紀の初め別当智愷が牒を王臣家と交換していたように東大寺が諸家の動きに対応し始めていたことを思うと、東大寺符もかかる家符の性格と類似しているのではないかと考えられる。

また、この寺家符こそ中世寺院を考える際に注目されている政所下文の前身をなすものと思われるのである。実際、表Iの(2)(3)(5)についてはその端裏書や十二世紀の文書目録などに「寺家下文」^③と称されているのがみえ、特に(5)は書出しが「政所符」とあることから「政所御下文」とも表現されている^④。発給主体、充所についても両者は同様であり、その役割について、特に寺家使の派遣ということをとりあげてみても、十世紀は寺家符によるのであり十一世紀以降は政所下文なのである。^⑤

十世紀、東大寺は一方で牒のやりとりに窺えるように国衙との接触を依然として保持しながらも、かかる寺家符にみえ

るような新しい独自の支配機構を形成していたのである。そしてその中枢部こそ、別当・三綱からなる政所であったといえよう。

そこで次に、この支配機構の性格をさらに寺使の動きに注意しながらみてみたい。十世紀中葉以降の東大寺の板蠅柚四至拡大の動きは著名なものであるが、その時の康保年間（九六四～六八）藤原朝成の薦生牧立券をめぐる相論を示す文書には寺使が散見している。それによれば、寺使は別当光智の代に「令勝示四至」^③め、さらに薦生牧立券に際しては、「所被差遣之寺使」が「虚言多端」によってそれを妨げたという。^④その寺使の主張は柚四至内の排他的支配をめざすものにとらえられている。^⑤所領をめぐる相論において、このように寺使が現地で活発な動きをみせていること自体注目されるものであるが、さらにこの動きは積極的となり、十一世紀中葉の天喜年間には黒田庄における国衙との抗争で東大寺使は「隨身数十人」して勝示をたてかえたり、官使に対して危害を加えるまでになるのである。

この十世紀における板蠅柚にみえる寺使の動きは、竹内理三氏によれば「本寺の意志に反しても猶、薦生牧を寺領化」しようとしていたといわれるほどのものであり、加えて赤松俊秀氏にかかる寺使に対して郡司・刀禰・百姓のうちにも協力するものがいたとまで指摘されているように、その動きはめざましいものがあつた。このような寺使の動きは、かつて見えなかつたものである。

さて、竹内氏などが述べられている「本寺の意志」に反したという点であるが、寺使に対する本寺の意志を示すものとして氏があげられたのは、長保元（九九九年）の別当平崇の書状である。そこで彼は薦生牧側からの抗議をうけて「如下給御領公驗者、見不入寺領之由、仍不論是非、寺使不可寄徴之由、召仰已了」と述べている。この文面をみると、寺使派遣に際して別当自身が深く関与していることを思わせる。さらにこの他、天曆期の著名な別当光智も「為令造大仏殿角木、入座件板蠅柚、被造出件角木、（中略）其次放使、令勝示四至」とあつて、やはり寺使は彼の権限で派遣した如くある。光智はそれまでの例にない十五年間という長期間、別当として寺務をとつた人物であり、石母田氏はこのことを天曆期の

東大寺の所領再建運動と関連づけて理解されているのであって、このような光智のあり方も先のような推定を助けるものであろう。

即ちこれらのことから、十世紀に入ると寺使の活発な動きがみえるようになるが、その寺使を派遣するにあたっては別当が実質的に大きくかかわっていたのではないかと推測されるのである。このことはとりもなおさず寺内における庄園支配機構の整備に際しての別当の役割の大きさをとも思わせる。本節冒頭に記したことだが、十世紀初頭の高庭庄の回復工作が別当がかわるごとなさされていたことも想起される。さらに地子収納についても寛和二年の寺家符(表I②)では永観二年以来の未納地子が問題にされていたが、永観二年はこの寺家符を発給した別当寛朝が新たに補任された年であるというようにその代替りがメドとなっているのである。

以上、十世紀の東大寺の動きをみてきたが、東大寺はこの時期に至って独自の庄園支配機構を整備し始めるといえるが、その際特徴として別当を中核とする形をとると思われるのである。そしてその中枢機構こそ政所であったが、別当・三綱からなるこのような政所は旧来の官寺東大寺にはみえなかったものといえよう。

しかしながら同時にこの事は直ちに国家機構からの独立を意味するものではなかったことも注意されねばならない。東大寺は依然としてその依存性を保持していたのである。

そしてこのような十世紀の東大寺の情況は、『国衙解東大寺庄』という寺家をめぐる文書の動きに如実に窺うことができるのである。

① 『東大寺要録』巻五、別当章。「東大寺別当次第」(『群書類従』三、

『大日本仏教全書』東大寺叢書一に所収)には別当を已謚実敏としながら「私勘」として円明としている。両者ともその根拠として承和五

年八月三日造東大寺司記文案(『平安遺文』六三三号)をあげているが、これ以外に承和六年六月廿一日宇治院田券檢納狀(『同』六四号)の奥

判にも「別当円明」がみえる。

② 承和九年七月廿日因幡國司解(『平安遺文』七二二号)、承和九年七月廿四日因幡國司解(『同』七四号)

③ 承和七年六月廿五日阿波國司解(『平安遺文』六六号)や註②の『同』七二号文書は九月五日となっているが、『同』七四号文書や延喜十三

年十月三日東大寺解(『同』二二一)では五月五日としている。

④ 註③六六号、註⑦七二号

⑤ 註②文書には「別当内監正六位上」とあるが、延喜十三年十月三日東大寺解(『平安遺文』二二一)には「俗別当」としている。そしてその文面は寺内の奏請にもとづいて大政官が石川朝臣を派遣したように記している。尚、俗別当については菊池京子「俗別当の成立」(『史林』五一—)を参照されたい。

⑥ 承和十一年十月十一日阿波国牒(『平安遺文』七五号)

⑦ 早川庄八氏は奈良時代の廻使について『大日本古文書』に類出するもので、本来の目的の外に別の場所にまわって別の文書を持参するものを指すのではないかとされている。同「天平六年出雲国計会帳の研究」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下巻、一九六二年)

⑧ 天平神護元年四月廿八日因幡国司牒、同日因幡国国師牒(『大日本古文書』編年文書之五、五二五—六頁)

⑨ 延暦十二年四月十七日播磨国坂越・神戸両郷解(『平安遺文』九号)。なおこの史料について西山良平「奈良時代『山野』領有の考察」(『史林』六〇—)参照。

⑩ 承和九年七月十九日因幡国高庭荘別当解(『平安遺文』七一号)

⑪ 承和九年七月廿一日因幡国高庭荘預解(『平安遺文』七三三号)

⑫ 王臣家に沾却していない地で「定田」と称されている部分である。林隆朝「初期庄園の一形態」(同氏著『上代政治社会の研究』所収、一九六九年)

⑬ しかし、他ならぬこの時期に損益帳が作成されていることは、これが家来の寺田回復運動との関連があるかもしれないことを思わせる。なお京大架蔵の写真版によれば、この寺使の筆跡と註②七四号にある(石川朝臣)真主の自署とは別人の手になっているのがわかる。ただ

彼の位置書の部分とは極めて類似しているように思われる。

⑭ 貞観頃の禅林寺の例では、先師忌日料としての田園地利は「須毎年選差貞使、檢取地利、随物多少作二分、一分宛施料、一分作少飯」とある。ここにみえる使は「毎年選差」というように機構的にまた定まっていないようであり、寺使として要求されるのは貞使ということであった。この貞使は別の箇所にも見える「清慎寛大」な人物と思われ、武力性は考えられない。また地利も「随物多少」というものであった。かかる寺使のあり方は東大寺使の場合にも一定妥当するのではないだろうか。(貞観十年正月廿三日禅林寺式『平安遺文』一五六号)

⑮ 「越前国東大寺領庄園の経営」(同氏著『日本古代政治史研究』所収、一九六六年)

⑯ 仏教統制政策と官人俗別当については註⑤菊池論文による。

⑰ 承和九年七月廿四日因幡国司解(『平安遺文』七四号)、林氏はこれを東大寺の主張としておられるが(前掲書四二九—三〇頁)、厳密には区別すべきだと考える。

⑱ 延暦廿二年十二月十六日東大寺三綱牒案(『平安遺文』二二一)

⑲ 「宅牒」は「家牒」が親王、三位以上の家の家司によって発給されるのに対して、五位以上の官人の宅司が発給したものである(西山良平「家符と家牒—日本史研究会全古代史部会一九七七年六月—二七日報告」尚要旨は『日本史研究』一八四号部会ニュースに掲載)、ちなみに藤原朝臣繩主はこのとき従四位上である(『公卿補任』)。

⑳ 林氏前掲論文、松原弘宣「東大寺領因幡国高庭荘について」(『ヒストリア』六〇号)

㉑ 貞観九年十二月廿日太政官符、寛平三年九月十一日太政官符(いずれも『類聚三代格』卷十九)。これについては多くの論考があるが、さしあたり西岡虎之助「荘園における倉庫の経営と港湾の発達との関係」(同氏著『荘園史の研究』上所収、一九五三年)や戸田芳実「中

世成立期の国家と農民」(『日本史研究』九七号)・「九世紀東国荘園とその交通形態」(『政治経済史学』一一〇号)、また交通運輸労働編成の観点からの榊木謙周「八・九世紀における徭役労働の実態について」(『日本史研究』一八五号)をあけておく。

② 『類聚三代格』卷十九、貞観十年六月廿八日太政官符

③ 家印が公認されるのは貞観十年のことである(佐藤宗諱『平安前期政治史序説』一九七七年、第九章)。

④ 『類聚三代格』卷十九、寛平三年六月十七日太政官符。他方東大寺は十世紀になって寺家の命に反した人物をとらえるのに国衙の力をたのんでいる(本章第二節参照)。

⑤ これについては戸田芳実註②論文の視点は注目すべきであり、また西山良平註⑩も示唆に富む。

⑥ 林氏前掲論文、阿部猛「初期荘園の没落過程」(同氏著『律令国家解体過程の研究』所収、一九六六年)

⑦ 延喜五年十一月二日因幡国司解(『平安遺文』一九六号)

⑧ 延喜十三年十月三日東大寺解(『平安遺文』二一一号)

⑨ いずれも延喜五年十一月二日因幡国司解(『平安遺文』一九六号)

⑩ 延喜十三年十月三日東大寺解(『平安遺文』二一一号)

⑪ 三五代道義は昌泰元年八月八日任、三代成徳は延喜五年三月十七日任、延喜九年に秩滿、智愷は三八代で延喜十二年正月廿一日任である。(それぞれ『大日本古文书』東大寺文書之一、一六―一九号)

⑫ このとき東大寺に送られた藤原有実家の返牒が数通残っている。延喜十三年三月廿三日付、同五月一日付、同八月廿九日付(『平安遺文』二〇八、九、一〇号)。そして東大寺が解状を提出したのは十月三日である(註⑩参照)。

⑬ 天慶四年二月二日因幡国牒(『平安遺文』二五二号)

⑭ 天曆五年越前国足羽郡内の庄園を檢田收納すべく遣わされた收納使

も、郡庁の檢仰帳にたよっている(天曆五年十月廿三日越前国足羽郡牒・『平安遺文』二六三三号)。

⑮ 寛和三年二月一日東大寺符案(『平安遺文』三二五号)。本文書については戸田芳実氏が詳しい考察をされている(二〇―一三世紀の農業労働と村落・大阪歴史学会編『中世社会の成立と展開』)。

⑯ たとえば『大日本古文书』四卷一六七、六八など。また『同』二五卷一七九の如く「泉市庄領」などにも出されている。いずれも署名者は、造東大寺司の判官、主典などである。

⑰ 『類聚三代格』卷十九、延喜五年八月廿五日太政官符

⑱ 諸家の家符については、すでに奈良時代末には存在していた(西山良平註⑩)。

⑲ (2)については表一註①を参照、(3)については同文書の表題が「寺家下文」となっている他、仁平三年四月廿九日東大寺諸荘園目錄(『平安遺文』二七八三号)。(5)は同文書の端書の他、(3)と同じ目錄、そして久安三年四月十七日東大寺所蔵文書目錄(『平安遺文』二六〇九号)にみえる。

⑳ 天治二年三月廿九日山城国茂茂任住人等解(『平安遺文』二〇三三三号)に同文書の副進文書としてその表現がみえる。

㉑ 佐藤宗諱氏は撰図家の発給文書の分析から、「家牒」から「撰図家政所下文」という移行を考えられた(同氏註②)が、東大寺についてみた限り、牒から政所下文とは考えられず、それに先行するのは寺家符である。

㉒ これに関する研究は極めて膨大であるが、とりあえず中村直勝「伊賀国黒田荘」(同氏著『荘園の研究』所収、一九三九年)、竹内理三「日本上代寺院經濟史の研究」一九三四年、第四篇、石母田正「中世的世界の形成」一九四六年、第二章、赤松俊秀「杣工と荘園」(同氏著『古代中世社会經濟史研究』所収、一九七二年)、さらに比較的最近のもの

のとして丸山幸彦「一〇世紀における庄園の形成と展開」『史林』五六一〇をあげておく。

⑬ 康保三年四月二日伊賀国夏見郷刀禰等解案（『平安遺文』二八九号）

⑭ 康保元年十一月十五日東大寺告書案（『平安遺文』二八一号）

⑮ 赤松氏前掲書一六〇〜一頁

⑯ 天喜元年八月廿六日官宣旨案（『平安遺文』七〇四号）

⑰ 竹内氏前掲書二七三頁

⑱ 赤松氏前掲書一六一頁

⑲ 長保元年六月廿一日東大寺別当平崇書状案（『平安遺文』三八二号）

⑳ 註⑲に同じ

㉑ 石母田氏前掲書四六頁

㉒ 永観二年二月廿三日太政官牒（『大日本古文書』東大寺文書之一、

三六号）以後、別当補任の太政官牒を同書から引用する際、『大日本

古文書』一一三六のように記し、特に必要がなければ日付も付さない）

第二章 十〜十二世紀の東大寺と別当

前章で見た如く、十世紀以降東大寺は新たな庄園支配機構を整備してきたわけであるが、その過程において別当の果たす役割が重要であることが窺えた。そこで本章ではこの別当のあり方をみながら十世紀以降の東大寺の動きを眺めたいと思う。

一

従来、東大寺が中世的寺院として成立してくるにあたって別当の役割については消極的にとらえるのが一般的である。その根拠としてしばしば引用されるのは、天喜元（一〇五三）年、美濃国西部庄住人等が寺家政所に対して出した解状にある次のような記載である。

東大寺御所領諸国散所庄園取公荒廢尤道理也、何者傍寺院別当多分令坐長任給者也、因之興法修理之勤、所領庄園之愁、各期永年所被勤行也、其中於件大伽藍者、長吏御任限四箇年矣、仍代代別当令補任給之後、寔雖有庄庄之愁、称新任之由專一不被奏公底、亦第二三年者、如走自過矣、亦於任終者、不幾任限之故、不被沙汰而止、如此遷替之間、寺家庄庄或以荒廢、或以収公、適雖有見作、代代国司収公也者、徒有勤施入之名、曾無寺家用之実、是即代々長吏遷替之所致也、^①

即ち、寺家所領は別当の任期が四年ということに災いされて一貫した方針によって経営がなされないために退転しているというのである。この事実から別当の役割に対して低い評価がなされてきた。確かにそのような読みとりも可能かもしれないが、この文面は裏をかえせばまさに庄経営における別当の存在の大きさを示しているといえないだろうか。本文書は西部庄の庄司や住人らが、国衙からの庄迫に対して寺家政所に訴えているものであるが、彼らは「庄庄之愁」を別当が「称新任之由專一不被奏公底」ということのないようにしてもらいたいと要請しているとみれないだろうか。任期が四年ということであっても重任は可能はずであり、事実別当澄心は寛弘九（一〇二二）年所司らの奏状によって重任が認められているし、「東大寺別当次第」によって別当の寺務年数をみても、この解状の少し前の長暦元（一〇三七）年に別当に就任した深観は、寺務十二年を数えている。以上のことを思うと、別当の任期をことさらにこの解状が強調しているのは、かえって別当の庄経営に対する熱意を促そうとしているのではないかと思うのである。そしてこのことはとりもなおさず別当の個人的役割がそれまで寺家庄園の興廢に大きな影響を与えてきたという寺内の状況を物語っているのではないだろうか。

しかしながら、他方、またこのような解状が出されているということは、この十一世紀中葉において別当の主體的な役割の低下をも感じさせるものがある。そこで以下十世紀以降この時期の頃までの別当の具体的役割から注意してみたい。

東南院文書の中には、別当補任の際の太政官牒が多数みえるが、そこで注目したいのはそれらのうち東大寺五師大衆の奏状や東大寺解、また別当に補任されんとするものが自ら認めた奏状をうけて出されているものである。これらは十世紀後半頃から見え出す^④が、ここに述べられている推薦・自薦の弁から、我々はこの時期の別当の役割の一端を窺うことが可能である。

そこでまず気付かれるのは、別当の補任・重任を要請した天延二（九七四）年の五師大衆奏状をはじめとして十一世紀前半頃まで堂舎修造を強調していることである^⑤。他方別当に任ぜられんとして自ら記したものについてもやはり同様のこと

はみえるのであって、これらのことは東大寺別当の役割として寺内の堂舎修造が大きなものであったことを思わせる。^⑥ ⑦
してそれはとりもおさずこのことによる仏法の興復であった。かかる動きは単なる名目的なものではなかったようである。というのも寛弘九年に重任された別当澄心は「私廻方計、催前遠近僧俗、手自入杣、採数万之麻木」という人物だからである。ちなみに彼は伊賀国人で「同国筏師子」であったという。さらに彼は「觀理大僧都資」とあるが、觀理その人も安和二(九六九)年より二年余り東大寺別当を務めた人物であり、宇治橋修造に功をつくしたと伝えられている。^⑧ ⑨
代前期における高僧がまたすぐれた技術者であった例はすでに指摘されており、この時期の東大寺別当の中にもかかる性格をもつものがいたのではないかと思われる。

このようにみてくると東大寺別当が、十世紀〜十一世紀前半において実質的な役割を果たしていたであろうことが窺えるのであるが、さらにこの他にもそのことを示す状況は指摘しうる。即ちこれまで十世紀後半頃からの寺家の側からの別当補任要請をめぐってみてきたわけだが、反対に大衆による別当に対する訴えもやはり十世紀になるとみえるようになってくる。十世紀に入ってこれらの動きがみえ出すことは、まさしくこの期の大衆勢力の伸張を物語るものといえるが、この中にも先にみたような別当の性格が反映されているようである。

具体的にみてみると、早い例として延長四(九二六)年四十代別当延愼の時であるが次のようである。

大衆愁目代僧昌愼、不治、^⑩經官奏

次いでみえるのは天曆三(九四九)年に

東大寺法師為訴愁彼寺別当寛救、不治、^⑪之由、五六十人入京

とあるものである。この結果がどうなったか明らかではないが、翌年光智が後任の別当になった際「彼寺別当寛救、秩、満之替」^⑫とあるのを見ると、かかる訴えは直接に別当解任に到らなかつたようである。

しかしながら十一世紀も末の別当經範の時には、大衆は「注、卅、五箇、条、不、治、行、縁、擬、講、以下五十余人別立陳頭訴申」^⑬し、つ

いに経範は停任されている。これ以後も別当に対する訴えは見えず、治承元(一一七七)年になると「衆徒蜂起、止寺務」とその激しさを加えていくのだが、注意したいのは経範の時期までは別当の「不治」が問題にされていることである。不治とは単に何もなさないということもあるだろうが、それだけではないことは先の経範の場合「不治」が三五ヶ条とあることから明らかであろう。それは「卅五箇条惡事」とも称しうるものなのである。さらにそれは「能治」との対概念であり、先にみた所司大衆らの別当推挙の動きはこの能治の強調に他ならず、不治の訴えと表裏一体のものとしてとらえられよう。事実「能治」ということに注意してみると、延喜四年の別当道義や、天曆十年の前節で少し言及した別当光智の如く「寺務能治賞」の故に権律師となつてゐる例が窺えるのである。

十一世紀までの別当がこのように能治不治を問題にされたことは、以上のことから明らかであるが、このこともまさにこの時期の別当が寺院内において実質的な機能を果すべきものとされていたことを思わせるものである。従つて不治ということは別当解任の正当な理由にもなつたのである。またこのことは前章第二節でみた別当のあり方とも符合するのである。

以上、主に十世紀以降十一世紀前半までの別当の役割を注意してきたわけであるが、前章でみた政所についても十世紀と十一世紀を一括して論じられるであろうか、というのも十一世紀になると政所に関して新たな動きが見出せるようになるからである。即ち政所下文の登場である。既述の如く政所下文は寺家符の役割をうけついで登場するわけであるが、東大寺のその初見は万寿二(一一〇二五)年のものであつて、寺家符の終見よりも早いものである。この政所下文は発生期のものとしてさまざまな問題を含んでいるようであり、とりわけ十一世紀前半の政所の位置を示しているように思う。そこでこの政所下文をみながらこの時期の政所について考えたい。

それは次のようなものである。

政所下 玉滝杣使権寺主念秀并杣司等

応早任権少別当威儀師仁満代々公驗、免除湯船庄四至内并当年以往畠地子弁進之状

右件所領田畠、相伝領掌年序久、仍大僧正初御任之間、任道理免除御判已了、而重當時、又可免除之由、御判明白也、仍任公驗、件四至内田畠地子并臨時雜役可免除之状如件、不可違失、故下、

万寿二年八月十四日

別当律師 在判[㊤]

通読すれば明らかなように、この政所下文は仁満の私領内の地子を寺家使が責め取るのを停止することを告げたものである。その際に免除の根拠とされたのは、仁満の「代々公驗」もそうであるが、なによりも「大僧正」によって初の「御任」のときと、重ねてこの時なされた「御判」が決定的であったことが注意される。そこでこの大僧正なる人物が問題になるが、この政所下文の日付の三ヶ月前の日付をもつ仁満の解状をみると、そのいきさつなどがよりわかる。

その解状の書出しは

威儀師仁満謹解 申請大僧正御房恩裁事

請被賜仰事於東大寺司、任前例、如本令糺界四至相伝所領伊賀湯船庄四至内、被分取御寺所領玉滝御柚上毛四村不安愁状

副進前勘文并 御判

(後略)

というもので、以下の文中にも「望請、御室裁、賜仰事於寺司」とあって、この仁満解状は大僧正御房に対して出されたものであり東大寺政所宛に出されたものではないことをまず確認しておきたい。さらに、この時東大寺別当は律師觀真であるから、大僧正は東大寺別当でもない。では誰であろうか。万寿二年段階での大僧正ということになると深覚一人であって、彼こそここにみえる大僧正御房にふさわしいと考える。⑥ それでは、彼は時の東大寺政所とはいかなる関係にあったのだろうか。

深覚は九条右大臣師輔の子[㊤]という頭貴の出身であったが、正暦年間のこと、長和五年より再度別当に任ぜられていた。

そのあと別当は朝晴、そしてこの政所下文を発給した観真と続くのであるが、朝晴はこの時すでに死去しているから、深覚は事実上の前別当であった。^④

前別当で大僧正ということに注目すれば、十一世紀初頭、春日庄をめぐる東大寺と前別当雅慶の対立の際、東大寺已講五師らが雅慶に対して「依為専寺僧綱之上首」て「不逆彼心」^⑤との態度をとっていたことが想起される。先にみた如く、この時期の別当の果たしていた実質的役割は大きいものがあつたわけであり、そのことから前別当としての影響力も自然寺家に及ぼされることがあつたと思われる。深覚の場合も同様の事が考えられようが、彼の場合はそのみではなかつた。というのも観真が東大寺別当に補任されたすぐ翌日に深覚が「寺家上事等」を知行するようにとの官宣旨が東大寺に下されていたのである。^⑥ かつて別当を務めた顕貴な僧が、東大寺司に対して命令を下すということが、公的に保証されていることは注目される。そして彼の仰をうけて出された政所下文は別当一人の署判によつていたのである。^⑦

以上の事は、政所下文という文書形式を生み出した時点に到つても、なお政所において別当などの個人的な役割が大きかつたことを示しているのではないだろうか。それ故に前別当など個々の僧侶の勢力が容易に介入しえたと思われる。

このことを念頭において注意してみると「代代政所御時」というような表現も、政所というものが別当の交替ごとに代がかわるといふ意識があつたことを、即ち政所における別当の役割が大きかつたことを思わせる。政所下文についても同様であつて、平安期の文書目録には次のような記載がある。

一卷 十三通東大寺代別当裁定下文^⑧

これは伊賀国黒田庄出作地についての文書をまとめたものであり、これらをさすと思われるものも現存しているが確かに政所下文である。^⑨ そしてこれをまた別の目録では「一卷 十三枚東大寺代々別当下文」とも「十三通代代寺家別当下文」ともあつて、いずれも政所機構が別当を中心とするものと意識されていたことを示している。従つて反対に東大寺政所あての解状に「上野重安解 申請東大寺別当法務大僧都御室政所恩裁事」という表現があるのも頷けるわけである。

これらの事實は、やはり政所がもとと別当を中心にしてその機構形成を行なったことを思わせ、政所下文を發給する時点に到ってもなおかかる政格は色湿く残っていたことを示すものであるといえよう。

二

前節でみたように別当補任をめぐる動きや万寿二年の政所下文をもとにして考えると、十世紀以来東大寺の支配機構は別当を中核とする形で展開してきたことが窺えるわけであるが、このような動きは十一世紀を通じても同様の形で進行するのであろうか。いかに十世紀以降別当の動きが重要であったとはいえ、その背後には前章第二節の板蠅袖でみた如き独自の動きをするようになっていく寺使の存在や、不治能治を言及するまでになっている寺内勢力の動向を無視することはできない。さらに十一世紀中葉には、本章冒頭の茜部庄住人らの解決にみえたような別当の役割が後退している状況も留意される。となるとやはり十世紀と十一世紀では別当の占める比重も徐々に変化していると考えねばなるまい。そしてその萌芽は、まさしく先の万寿二年の政所下文に見えるのである。

確かにそれが發給されるのに際して有力僧の個人的権限が大きく働いてはいたが、他方この時寺家使念秀が現地に派遣されたのが、この政所下文によって注意しなければならぬ^④。即ち大僧正深覚は寺家使に直接命を下しているのではなく、それは政所を介してはじめて派遣されているのである。このことは政所が有力僧個人の恣意性のみ左右されない寺内の機構として位置づけられてきたことを示すものである。そして政所下文の登場がもつ意味も、前節の如き性格をもちつつもここにこそ大きな意義があるのでないだろうか。政所下文が本格的にみえ出すのは十一世紀中葉以降というのは周知のことであり、それはまさしく「寺家符」の消滅のあとをうけるものである。従って我々はここで改めて十一世紀中葉以降の状況に注意しなければならない。

十一世紀中葉、とりわけ天喜年間が東大寺領庄園の歴史の中でも大きな画期であったことはすでに早く竹内理三氏が論

究されているところであるが、政所下文の発給主体であるこの政所の機能ということについてもこの時期は注目すべき変化が存するのである。それは大河直躬氏が明らかにされたことであるが、十一世紀中葉には東大寺の管轄機関が造寺所から修理所に転化し、その際に封物徴収機能が別当—三綱の側に一括されていく事実が窺えるのである。

具体的には次のようなことがみえるのである。東大寺の経済的基盤としての封戸は十一世紀最末期までその役割を果たしていたということであるが、その封物納入にあたって東大寺が諸国にあてて発給した返抄や催牒をまとめてみると表Ⅱのようになる。するとそこでは二つの型があるのに気付かれる。一つは「東大寺返抄(牒)」という書出して署名は別当(少別当)・三綱、印は「東大寺印」「東大之印」(㊶型)、他の一つは「造東大寺(所)返抄(牒)」の書出して、署名は別当(少別当)・知事、印は「造東大(之)印」(㊷型)というものである。表Ⅱの注1に記したごとく㊷型は寺内の管轄用の封物を收取する際に使用されていたわけだが、十一世紀中葉、造寺所から修理所に變化する時期を境に㊷型は消滅し(天喜三年の造東大寺牒㊸が最後)、㊶型に統一されていくのである(㊹㊺㊻……)。かかる変化から十一世紀半ばから末にかけて封戸管理の事務が東大寺政所に吸収されるとした大河氏の指摘はまさに卓見である。

さらにこの動きに注意してみると㊸型が消滅する少し前の永承三(一〇四八)年、㊹型が発給される造東大寺所分の美作国の前雑掌は造東大寺所ではなく東大寺政所に対して解状を提出しているのが早くもみえる。また㊷型の最後のものにあたる造東大寺牒には

牒、以今年御封物、須充明年参期以前寺用也、而如云々、前別、構成当年封戸返抄、任意請用者、是専不可然之事也、早不用件横返抄、当時政所可被下当时、政所之状、牒送如件、乞衙察状、故以牒、

とあって「前別当」の封戸返抄と対になる形で「当時政所」と記されており、しかもこれが造東大寺牒の中で述べられている。これらの例をみると封物徴収の機能も、やはりこれまで述べてきた如く、別当を中核とする形で政所の権限が拡大してゆく中で造寺所から政所へ移っていったのではないかと考えられるのである。

表 11

No	年月日	書出し	*1	器	判	印	『平安遺文』
1	延長6(928) 5. 17	造東大寺所返抄	下	少別当 知事(4)	権都維那	「造東大印」15	1- 229
2	寛和元(985) 10. —	造東大寺牒	上	少別当	知事(4)		2- 322
3	長暦2(1038) 7. 23	東大寺返抄	下	別当	都維那	「東大寺印」6	9- 4615
4	長暦2(1038) 7. 23	越中国に對する東大寺(藤と思われるが、虫損)のため不詳	上	別当	都維那	「東大寺印」7	9- 4616
5	長暦2(1038) 7. 23	越中国	上	少別当	都維那	「東大寺印」6	9- 4617
6	長暦2(1038) 7. 23	東大寺牒	上	別当	都維那	「東大寺印」6	9- 4618
7	長暦2(1038) 7. 23	東大寺牒	上	別当	都維那	「東大寺印」8	9- 4619
8	長暦3(1039) 11. 1	播磨国	上	別当	都維那		2- 579
9	長暦3(1039) 11. —	越後国	上	別当	都維那	「東大寺印」9	2- 580
10	長久元(1040) 11. —	美作国	下	別当	知事(2)	「造東大印」5	2- 583
11	長久元(1040) 11. —	駿河国	下	別当	知事	「造東大印」7	2- 584
12	長久元(1040) 11. —	越後国	上	別当	都維那	「東大寺印」6	2- 585
13	長久2(1041) 11. —	播磨国	上	別当	都維那	「東大寺印」10	2- 591
14	長久2(1041) 11. —	周防国	上	別当	知事(2)	「東大之印」4	2- 592
15	長久2(1041) 11. —	美濃国	下	別当	知事(2)	「造東大之印」5	2- 593
16	長久2(1041) 11. —	東大寺返抄	上	別当	知事(2)	「東大之印」6	2- 594
17	長久2(1041) 11. —	東大寺返抄	上	別当	知事(2)	「東大之印」6	2- 597
18	長久3(1042) 8. 1	東大寺返抄	上	別当	都維那	「東大之印」6	2- 598
19	長久3(1042) 8. 1	東大寺牒	上	別当	都維那	「東大之印」6	2- 599
20	長久3(1042) 8. 1	東大寺返抄	上	別当	都維那	「東大之印」6	2- 600
21	長久3(1042) 8. 1	東大寺牒	上	別当	都維那	「東大寺印」5	9- 4621
22	長久4(1043) 8. —	東大寺返抄	上	別当	都維那	「東大之印」6	2- 607
23	長久4(1043) 8. —	東大寺牒	上	別当	都維那	「東大之印」8	2- 608
24	長久4(1043) 8. 1	東大寺返抄	上	別当	都維那	「造東大印」2	2- 609
25	長久4(1043) 8. 1	東大寺返抄	下	別当	知事(2)		2- 610
26	長久4(1043) 8. 1	東大寺牒	下	別当	知事(2)		

27	長久 4 (1043) 8.	1	東大寺返抄	阿波國	上	別当	少別当	上座	權上座	寺主	都維那	「東大之印」 7	2 - 611
28	長久 4 (1043) 8.	1	東大寺牒	阿波國	上	別当	少別当	上座	權上座	寺主	都維那	「東大寺印」 6	2 - 612
29	寛徳 2 (1046) 10.	—	東大寺返抄	若狹國	上	別当	少別当	上座	權上座	寺主	都維那	「東大之印」 7	2 - 626
30	寛徳 2 (1046) 10.	—	東大寺牒	若狹國	上	別当	少別当	上座	權上座	寺主	都維那	「東大之印」 11	2 - 627
31	永承元 (1046) 10.	3	造東大寺返抄	周防國	下	別当	少別当	勾当	專当(2)	知事(3)	都維那	「造東大印」 10	3 - 635
32	永承元 (1046) 10.	3	東大寺返抄	周防國	上	別当	少別当	勾当	專当(2)	知事(3)	都維那	「造東大印」 11	3 - 636
33	永承 6 (1051) 8.	12	東大寺返抄	近江國	上	別当	少別当	權上座	寺主	都維那	「東大之印」 5	3 - 690	
34	天喜 3 (1055) 11.	1	東大寺牒	近江國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	「東大之印」 5	3 - 737	
35	天喜 3 (1055) 11.	17	東大寺返抄	近江國	上	別当	少別当	上座	寺主	權寺主	都維那	「東大寺印」 9	3 - 741
36	天喜 3 (1055) 11.	17	東大寺	東大寺	下	別当	都維那	勾当	專当	知事	都維那	「東大寺印」 6	3 - 742
37	天喜 3 (1055) 11.	19	造東大寺牒	丹波國	上	別当	少別当	勾当	專当	知事	都維那	「東大之印」 5	3 - 744
38	天喜 5 (1057) 10.	11	東大寺返抄	播磨國	上	別当	少別当	勾当	專当	知事	都維那	「東大之印」 5	3 - 866
39	康平元 (1058) 10.	—	東大寺返抄	美濃國	上	別当	少別当	勾当	專当	知事	都維那	「東大之印」 5	3 - 917
40	承保 2 (1075) 8.	13	東大寺牒	美濃國	上	別当	少別当	勾当	專当	知事	都維那	「東大之印」 5	3 - 1119
41	承保 2 (1075) 10.	2	東大寺牒	美濃國	下	別当	三綱	上座	權上座	寺主	都維那(2)	「東大寺印」 15	3 - 1120
42	承曆 2 (1078) 12.	17	東大寺牒	美作國	下	別当	上座	權上座	寺主	都維那(2)	都維那(2)	「東大寺印」 16	3 - 1155
43	承曆 2 (1078) 12.	1	東大寺牒	美作國	下	別当	上座	權上座	寺主	都維那(2)	都維那	「東大寺印」 14	3 - 1158
44	承曆 3 (1079) 10.	8	東大寺牒	伊賀國	下	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大寺印」 14	3 - 1169
45	寛治 7 (1093) 10.	11	東大寺牒	伊賀國	下	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大寺印」 12	4 - 1322
46	寛治 7 (1093) 10.	11	東大寺牒	上野國	下	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大寺印」 12	4 - 1323
47	寛治 7 (1093) 10.	11	東大寺牒	越後國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大寺印」 12	4 - 1324
48	寛治 7 (1093) 10.	11	東大寺牒	紀伊國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大寺印」 14	4 - 1325
49	嘉保 2 (1095) 12.	4	造東大寺返抄	丹波國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「造東大印」 7	4 - 1349
50	天永 3 (1112) 8.	21	東大寺牒	伊予國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大之印」 1	4 - 1772
51	永久 2 (1114) 8.	—	東大寺返抄	美濃國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大之印」 6	5 - 1809
52	保安 4 (1123) 10.	9	金光明寺返抄	駿河國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大寺印」 4	5 - 2002
53	保安 4 (1123) 10.	9	東大寺返抄	駿河國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大寺印」 4	5 - 2003
54	大治 4 (1129) 8.	—	東大寺返抄	美濃國	上	別当	上座	權上座	寺主	都維那	都維那	「東大之印」 4	5 - 2142
55	康治元 (1142) 12.	—	東大寺返抄	美濃國	上	別当	上座	權上座(2)	寺主	都維那	都維那	「東大之印」 4	6 - 2495

56	康治元(1142)12. —	東大寺返抄	讃岐国	上	別当 總那	上座 権上座②	寺主 権寺主②	権雜那 權部	「東大之印」4	6-2496
57	永應元(1160) 8. —	東大寺牒	越後国 衙	上	別当 總那	上座 権上座②	寺主 権寺主②	権雜那 權部	「造東大印」4	6-3101
58	応保2(1162) 8. —	東大寺牒	甲斐国 衙	下	別当 總那	上座 権上座②	寺主 権寺主②	権雜那 權部		7-3226

*1 『東大寺要録』卷六、封戸水田章にみえる、上取分・下取分の區。なお前者は「伊豫三笠并常住僧分」、後者は「香造修理學寺僧舍分」の流れをひくものである(竹内理三『上代寺院經濟史の研究』第二篇など)が、ここでは、この後者に注目していただきたい。

*2 駿河国は、上取分100戸、下取分50戸と兩者があるが、この返抄に記されている封物の数量から上取分と推定した。

*3 M. 13. 14については、『平安遺文』では一通としているが本文書、紙綴目の前半は返抄、後半はその文言から明らかに牒と思われる。

*4 これは承保2年9月22日越後国牒に引用されているもの、なお『平安遺文』227号にある返抄は、上朝久澄でよくわからないので省略、さらに『同』461号で東大寺牒とあるのは、「造東寺印」という印があることや署判者の名称から考えて、東寺牒だと考えた。

こうして十一世紀中葉には造寺所から修理所へ転換し、その際に封物徴収の権限は別当—三綱の側に移り、修理所は寺内工房となっていく。他方、別当—三綱はかかる権限拡大に伴ってさらにその機構を整備拡充してゆくと思われるが、まさにこの時期から政所下文は本格的に見え出すのである。ここに十世紀以来の別当—三綱の強大化は一つの帰結の時期を迎えるといえよう。それはまさしく東大寺政所の機構的成立期といってよいのではないだろうか。ところでこのことはまた政所における別当の個人的な役割の比重の低下と三綱がより実質的な部分を担ってゆくことをも意味すると思われるが、十一世紀後半になると確かにそのような傾向が看取しうるようになるのである。

たとえば天喜五年の日付をもつ若狭国の封物についての同三年以来の進未勸文を見るとその冒頭は

東大寺政所

勸申若狭国御封三箇年所済未済状

となっているが、署名の部分は「勸申都維那法師」とあるのみなのである。このように東大寺政所の名のもとに三綱の一員が実質的な役割を果たしていることが表面化してくるようになってくるのである。

さらに、このようなことに留意しながら改めて政所下文を特にその署判に注目しつとつみていくと、十一世紀末近くにな

ると次のようなものに逢着する。

(イ) 承暦四年三月五日都維那法師覚昭

別当法眼

上座大法師（花押）

寺主大法師（花押）

権寺主大法師（花押）^⑤

(ロ) 嘉保二年正月五日権都維那法師林尊

別当法印

都維那法師賢快

上座大法師

権上座大法師（花押）^(裏)「慶源」

寺主大法師（花押）^(裏)「朝秀」

権寺主大法師（花押）^(裏)「遷慶」^⑥

ここでは(イ)(ロ)とも別当のところは何も記されていないことが注意される。このことは別当の署判なしにこれらの政所下文が発給されたことを思わせる。さらに(ロ)については、この日付にも注意したい。というのも時の別当は法印慶信にあたらうが、^⑤「東大寺別当次第」には彼はこの前年の十二月末に病によって東大寺別当を辞したとある。彼はこの年の正月九日に卒去していることが確認できるから「東大寺別当次第」のこの記載は信頼しえよう。となると、この政所下文は別当がその職務についていない時期に出されているといわねばならないのである。

この二例の政所下文は、政所における別当と三綱の位置の決定的な転換、即ち政所の実際的な権限が三綱の側に移ってきていることを示している。興福寺の政所下文をみてみると、よりはっきりと十二世紀を境としてその署判が別当一人だけであったのから三綱のみの署判へと変化することが確認できる。^⑥これも東大寺と同様の状況を示すものであろう。富沢

清人氏は、十一・二世紀の東大寺政所の人的構成をまとめられ、三綱については四年任期の原則は崩壊していること、新政所構成にあたって前政所の三綱の中核的人物が再任される傾向があることを明らかにされた。そしてかかる傾向が十一世紀中葉の覚源政所以降顕著になると指摘されているが、まさしく先の動きと整合的な事実である。別当の側についてみると、補任に際して「公請の勞」を強調する傾向が十一世紀になると見え出すのであり、その地位に形式的側面が前面に出てくるようである。別当の役割は寺内でも、貴族社会の動向の中での位置づけが重要になってくるといえよう。

以上のことから東大寺の中核機構である政所は十一世紀中葉にその機構的成立を遂げると考える。同時にそのことは三綱の側の実質的な役割を不可欠とするものであって、反対に別当の側の比重の低下をもたらしものといえる。そしてこれ以後東大寺の動きは、別当にかわって三綱ら寺内有力僧をその中核とすると思われるのである。本章冒頭にあげた天喜元年の茜部庄住人らの解が記されたのはまさしくこの転換期にあたっていたのである。

三

以上みてきたように十世紀以来別当を中核にしながらその機構整備を果たしてきた東大寺は、十一世紀中葉に到って大きな帰結を迎えたわけであるが、それはまた新たな運動の出発点でもある。そこで前節までの趨勢をふまえ、さらに十二世紀段階の東大寺の様相をみたいと思う。

稲葉伸道氏は政所下文を整理検討し、別当・三綱署判によるそれが、久安三(一一四七)年のものを最後に消滅すること明らかにされた。さらにそこから東大寺別当の離寺傾向をも指摘されている^⑤。確かに十二世紀になると別当と三綱の分離傾向、さらにはそれに伴う政所の性格変化が看取される。

たとえば嘉承二(一一〇七)には東大寺の三綱が五師大法師と共に政所裁を請う解状を提出しているのが早くもみえる^⑥。三綱はいうまでもなく政所の実質的な役割を担う構成員であったわけだが、その彼らが政所に対して解状を出すというこ

とは、政所がまさしく個々の別当の政所という形で成長してきたことによる別当＝政所という觀念が強固にあったこと以外ならないだろう。しかし三綱を除外した政所とは一体いかなるものであろうか。それは東大寺の中樞機構として実質的な役割を果たしうるのであろうか。

また十二世紀、東大寺ではしばしば庄園文書目録が作成されているが、そこでも別当と三綱の分離はうかがえる。仁平三(一一五三)年の諸庄園文書目録は、久安三年頃、別当寛信が文書を修復しようとしてよりよせたが、「欲返送本寺之間、不慮之外遷化」したために、後々の備えとして作成されたものである。^⑧そこで、さらにこの久安三年、文書を別当に送る際作ったと思われる目録を見ると「注進 依召進上印藏文書事」との書出しで、末尾には「右、依政所、仰進上文書、大略注進如件」とあって五師・三綱・勾当が署名をしている。^⑨これら二つの目録から先の別当寛信は政所と称されており、しかも彼は寺外にいたことがわかる。この時期のその他の庄園文書目録あるいは文書出納日記にも「為進上政所、取出」とか「依政所、仰進上文書」というような文言は多く見うけられるが、このような目録作成にあたってはやはり三綱らなのである。^⑩

かかる別当と三綱との乖離は、寺家の中央政府への働きかけの方法にも反映されるようである。安元元(一一七五)年黒田庄に興福寺使が乱入した際、興福寺に対して「新儀沙汰」を停止せよとの院宣が出されたようであるが、院には「東大寺別当、申状並所司、解状」が提出されていた。^⑪さらに平安最末期の養和年間に造興福寺役の免除を求めて出された東大寺別当の書状、それはまさしく「政所、仰遣」す書状と称されているが、それは東大寺所司らの申状をうけて出されていた。^⑫このように十二世紀に入ると東大寺では別当、所司による二種の書状を作成しているのであり、ここにも別当(政所)が寺家より徐々に離れていっていることが窺える。実際、東大寺別当の中に他寺出身者が多くいることはすでに指摘されるところであるが、この傾向は十二世紀になると決定的であって、長治元(一一〇四)年の勝覚の別当就任以来、平安末までで他寺系と確認できない別当のつた寺務年数は僅か十年余りであった。^⑬

以上のような状況の中で別当・三綱の判による政所下文も消滅するのである。そして政所は寺家の中樞ではなく別当個人をさすものとなっていく。これらのことはまさしく前節の最後に述べたような動向がさらに進展したものといえよう。

ではかかる別当の離寺傾向に対して寺内ではどのような動きがみえるだろうか。そこで注目されるのは、十二世紀になると前述の如く政所下文が変化するのに対して、これまでみえなかったようなさまざまな発給主体による下文が登場することである。このことはまた寺家使の発遣主体についてもいえるようである。そこで以下このような主体として登場する公文所や預所を中心に寺内の動向をうかがってみよう。

公文所は十世紀からその存在を知ることができるが、十一世紀までその名がみえるのはすべて封物関係であるのに対し^⑦て十二世紀になると従来とは異なった機能を果たすようになる。とりわけ目につくのが公文所下文の登場というわけであるが、時期的にはまさしく別当・三綱による政所下文が消滅したあとをうける形となっている^⑧。平安期のものとしては平治元年を初見とする四例だけであるが、充所はすべて寺家所領及び庄官であり政所下文と同様である。その最も注目すべき差異としては別当の署判がないことであり、政所下文では別当以下(権)寺主までが上段、それ以下が下段に署判していたのに対し、ここではすべて同列となっていることである。

このようなところに公文所の性格の一端が窺えるが、このような公文所の動きとしては十二世紀初頭から寺領相論に際して、寺家の文書を使って注進状を作成したり、解状陳状を提出したりして寺家を代表しているのがみえる^⑨。そしてこのような公文所作成の文書の署判には三綱のみではなく、かつて造寺所の構成員としてその名のみえた勾当・専当もあっているのに気づくのである。この勾当は十二世紀検注使としてさかんにその名がみえたり^⑩、また三綱と共に文書出納にあ^⑪たっている存在であるから、これらの検注・文書出納についても公文所が大きくかかわっていたことを思わせる。

以上みたような公文所のあり方は、まさしくいずれも別当と三綱の乖離、そして三綱を中心とする寺内機構整備の進展を示すものといえよう。即ちかつての東大寺の中樞であった政所はその役割を消失させ、別当(「政所」と公文所とに分

化しているのである。

十二世紀に至って寺内における別当の役割はここに決定的に減少しているといえよう。公文所はそれにかわる寺内有力僧たちの注目すべき動きを示しているわけである。しかしながらそれはこれらの動向の一つのあらわれであつてもすべてではなかつた。そこで最後に有力僧たちの具体的なあり方の一端を預所を通してみておくことにしたい。東大寺の庄園支配において預所がさかんにみえ出すのはこの十二世紀に入ってからであり、この預所も下文を発給しているのである。

久安二年、大和国薬園・緑松庄田堵らは、検田使が例損を従来より少なくして得田を多くしたり、検田使供給料として恒例の四升米の他に「日別四十余前ノ饗前」を要求するという非法を訴えている。このような検田使の非法そのものも注目されるが、かかる田堵等の解状の提出先こそ東大寺政所ではなく「預所得業御房政所」であつたのである。このことは、この寺家使派遣に際して預所が深く関わつていたことを示すものであり、さらに「政所」と称されていることに預所が独自の力を持つ有力僧であつたことを思わせる。この預所得業御房について堀池春峰氏は覚光得業と推定されている。このように断ずるにはなお躊躇するものがあるが、蓋然性は高いと思われる。また彼は久安三年に政所によって飛彈庄上司職に補任されているのがみえるが、これは預所職と思われるので、この預所覚光をとりあげて、さらに具体的にその性格をみてみたい。

預所は「政所御進止也」とされ、確かに東大寺政所によって補任されている例はみえる。稲葉氏は十二世紀以来の預所―下司を庄経営において別当が補任権を持つ政所系列のものとされ、鎌倉後期になつて寺家の中心となる惣寺系列と區別されたが、かかる二系列の理解は妥当するであろうか。というのも寺内大衆勢力は十世紀以来成長しつつあるとみられるわけであり、それは氏の述べられる「政所系列」にも影響を及ぼしていると考えられるからである。前節以降そのことは述べてきたわけだが、この覚光の場合にも彼が飛彈庄上司職(預所職)に補任される二年前に次の様な文書が出されていたのである。

東大寺下 飛驒庄司住人等所

可令早任、公驗相伝理、覺光、大法師、領掌、田島并執行庄務事

右件人、公驗相伝之上、代々別当与判明鏡也、可令早任道理領掌田島并執行庄務者、依諸衆僉議、下知如件、庄家宜承知、勿敢違失、故下、

久安元年潤十月二日

(署名略)

彼は久安三年の「預所任符」^⑧が出される以前に既に同庄の田島領掌、庄務執行を「諸衆僉議」によって認められているのである。さらにその根拠として相伝の公驗^⑨があげられているように彼は飛驒庄において既に何らかの権利を持っていたようである。彼が預所補任以前にかかる実権を握っていたことは、預所が単に別当の権限によって左右されるものではなかったことを物語るのではないだろうか。

さらに彼は清澄庄内の田地をめぐって覚仁と対決していたことがみえ、その年の獲稻を「刈納」めることを認められている^⑩。また興味深いことに、久安四年の東大寺領大和国雑役免顛倒注進状の中に寺役を勤めないものとして現われている。南横田庄に覚光得業領が見出せるのである^⑪。この様に覚光は大和国内に私領を持つ存在であり、寺役を勤めないということもあったのである。預所となっていたのはこのような人物であったが、彼がまた預所となりえたにはその領主としての手腕を抜きにしては考えられないであろう。

史上有名な覚仁も覚光のような性格をもっていたのではないかと思われるが、このような有力僧の手腕にたよる庄園支配は強力であると同時にまた寺家にとって必ずしも安定的なものとはいえないであろう。また彼らの抬頭は寺内における分権化を押し進めることにもなる。十二世紀になって別当離寺傾向が顕著になった後の寺内では、一方で三綱を中心とする公文所を成立させていたが、同時にそこに包括されない独自の力量をもつような有力僧をも多数現出していたのであ

る。かつて別当を中核として新しい寺院の支配機構を整備してきた東大寺とは大きく異なった分権化の様相がここに展開していた。この時期にみえる各種の下文の登場はまさしくこのことを物語っているように思われる。こうして、東大寺もまた平安末期の内乱を迎えるのである。

- ① 天喜元年七月日美濃國西部莊司任人等解『平安遺文』七〇二号)
- ② 「諸大寺并有封寺別当三綱、以四年為秩限」(『延喜式』卷二十一、文書寮)
- ③ 『大日本古文書』一―四五
- ④ 『延喜式』では諸大寺や有封寺別当の補任について、五師大衆が能治原節の僧を簡定し、三綱の連署と共に僧綱に推挙し、僧綱から治部省を経て、太政官によって任命されることになっている。(卷二十一、文書寮)。この規定によればかかる寺家の側からの働きかけは、法的に既に保障されていたわけであるが、このような別当推挙は事実において行なわれていなかったことは竹内理三氏が推定されている。(『延喜式に於ける寺院』・同氏著『律令制と貴族政権』Ⅱ所収)
- ⑤ 天延二年、五師大衆らは別当法縁が「所濟功課遙超前輩」の故に彼の重任を要請していたが、それは「葉瓦多以顛覆、年月推遷之処、所歷歲月僅二年余」に修造をなしたとげたことを言っている。そこで彼を重任して「弥令興隆仏法修治伽藍」と奏状をむすんでいる。(『大日本古文書』一―三四)。以下同様のことは寛弘八年、長和五年の別当を推挙した状にみえる。(『同』一―四五、四六)。
- ⑥ たとえば永延三年尙然は「仏法漸澆濁、伽藍已破壞」の現状を、寺家別当になることよって「將修治被壞堂會、欲興復陵運仏法」とその抱負を語っている。(『大日本古文書』一―三七)。その他寛仁四年の朝晴解状、長元五年濟慶奏状など(『同』一―四七、五二)。
- ⑦ このことはまた平岡定海氏も指摘されている。(『中世に於ける寺院社会の構造』・『瀧川博士遺稿記念論文集』(一)日本史篇、『東大寺の歴史』、さらに貞観十三年九月七日太政官符には「凡世家流例自在三綱檀越、相共行其雜務、此外更置別當者、尤是為令在破伽藍」とあることも注意される。(『類聚三代格』卷三三)。また寛和二年、別当寛朝が東大寺の管轄に務めていたことに対し、受戒のために同寺を訪れた円融上皇が「嘉歎」していることもみえる(『太上天皇御受戒記』・『東大寺要録』雜事章)。
- ⑧ 『大日本古文書』一―四五
- ⑨ 『東大寺統要録』諸院篇(『統々群書類從』第二一所収)
- ⑩ 『東大寺別当次第』澄心の項、また註⑨
- ⑪ 『東大寺別当次第』、『東大寺要録』卷五・別當章
- ⑫ 『帝王編年記』弘安九年十月十九日条、『統史愚抄』弘安九年十一月十九日条
- ⑬ 清水善三「平安時代初期における工人組織についての一考察」(『南都仏教』十九)
- ⑭ 「東大寺別当次第」延徹頃、尚昌徹は「目代僧」とあって別当ではないが延徹と同じ三論宗の僧で、「一徹」という通字をもつことなどから延徹との密接な関係が想像され、延長二年から五年まで寺主をつとめている人物であるが時の別当延徹の目代として務めていたと思われるので、一応別当に准ずるものとしてあげた(昌徹については延長二年十月一日太政官牒、同五年十二月廿二日太政官牒・『大日本古文書』一―八一、二)。
- ⑮ 『日本紀略』天曆三年正月十六日条、尚この時の不治の内容は明らかではないが「東大寺別当次第」の彼の後任の光智の項に「綱索院變

倉前、別当、任、悉、以、願、落」とあることから、先に述べた別当の重要な役割である堂舎修造を忘れたのではないだろうかと思われる。

⑮ 『大日本古文书』一一二八

⑯ 「東大寺別当次第」経範項。ここではこの訴を康和五年閏九月のこととしているが、康和元年である。というのも経範の後任の別当永観は康和二年に補任されているし(『大日本古文书』一一六三)、この頃で閏九月があるのは元年だけだからである。また長治元年八月二日大和国崇敬寺別当頼慶請文(『平安遺文』一六二五号)、永久四年三月廿七日東大寺請文案(『平安遺文』一八五四号)にも経範の不治と大衆との不和のことがみえる。

⑰ 「東大寺別当次第」敏覚の項。またこれと関係すると思われるが『百鍊抄』治承元年十月七日条には「東大寺別当敏覚相語軍兵、切私木寺内房舎、或又及焼失、是去月比為衆徒被私報答云々」とある。

⑱ 註⑰『平安遺文』一六二五号

⑲ 同右文書に「不治経範与能治永観之裁断」云々とある。

⑳ 「東大寺別当次第」道義、光智の項、「僧綱補任」(『大日本仏教全書』興福寺叢書第一所収、引用は以下同じ)。この他第一章で記した別当門明も嘉祥三年に「東大寺能治賞」で権律師となっている(僧綱補任)の事も興味深い。

㉑ また東大寺の例ではないが、長和五年経理が法華寺別当に補任されたのは「件経理任長谷寺後、依有能治、聞令兼任也」ということであつた(『御堂関白記』長和五年五月十六日条)。

㉒ 経範の外にも永観二年滋照は不治のために罷免されている(『大日本古文书』一一三六)。またいわゆる「前期王朝国家体制」(坂本賞三『日本王朝国家体制論』)下に国司を訴えた時にも「国司不治」がみえる(『本朝世紀』長元九年五月十一日条)。

㉓ 万寿二年八月十四日東大寺政所下文案(『平安遺文』五〇〇号)

㉔ 万寿二年五月十四日威儀師仁満解決案(『平安遺文』四九九号)

㉕ 「僧綱補任」。従って『平安遺文』が「音信」と註記しているのはとらない。

㉖ その他にも深覚がそうであると考えられる根拠は存する。たとえば仁満解決の文中に「先年 御堂於内供 御座彼寺官長之間」という記載や、奥にある大僧正の加判に「件威儀師仁満所愁申湯船庄事、去正曆之比、為彼寺司之時、任所帶公驗并袖司勘狀勘免既了」とあるが、深覚はまさしく正曆三年より二年間、長和五年より四年間、東大寺別当を務めており、正曆の時は内供奉禪師でもあった(『大日本古文书』一一三八・四七、「東大寺別当次第」・「寛信撰東寺長者次第」・「高野山大学論叢」第二巻以下「東寺長者次第」とのみ記す)。また、この時の勘免こそ、政所下文にみえた「大僧正初御任之間、任道理免除御判」をさすものであろう。さらに付言しておく、「東大寺別当次第」や「東寺長者次第」には長徳四年にも深覚が別当になったとしているが信憑性に欠ける。

㉗ 「東大寺別当次第」 「東寺長者次第」

㉘ 「東大寺別当次第」

㉙ 『大日本古文书』一一四八。尚「東大寺別当次第」によれば寛仁五年四月一日卒とある。

㉚ 「小石記」には観真を別当に決定したことを記した後、次のようにある。「左大弁於化徳門云、観真申文云、朝静・死静関者、朝静替以僧正深覚被任了、僧正辞退、官符可仰深覚替歎」(『治安三年八月廿二日条)。観真を別当に補任した太政官静 (『大日本古文书』一一四八)には朝暗の替とあるのみであるが、朝暗が死去してからこのときまで二年以上の期間があるのであって、その間深覚が別当の役割を果たしていたことは充分考えられよう。

㉛ このことについては赤松俊秀氏の詳しい研究がある(『東大寺領大和国春日荘について』・同氏著『古代中世社会経済史研究』所収)。

㉜ 寛弘九年八月廿七日東大寺所司等解(『平安遺文』四六八号)

- ③④ 治安三年八月廿三日官宣旨(『大日本古文書』一一四九)。なおこのことをさして「東大寺別当次第」や「東寺長者次第」は深覚が「検校」になったとしている。
- ③⑤ 興福寺についてみると、その政所下文は十二世紀に入るまでは署名をしていないのはすべて別当一人である。(後述)
- ③⑥ 応保元年十一月廿七日伊賀国薦生莊杣工解(『平安遺文』三二八三号)など
- ③⑦ 仁安三年五月廿九日伊賀国黒田莊出作文書目録(『平安遺文』三四六五号)など多数
- ③⑧ 但しこのうち一通のみは「権少僧都書状」である。東大寺図書館所蔵『東大寺文書』一一一七二〜九(十一通)、及び一一一七〇(二通)。両者ははなれていますが裏花押が合致するのでもともと一巻であったことは明らかである。すべて正文であり、応保二年に東南院より東大寺印蔵に施入したものであろう(同年八月伊賀国黒田莊出作中村筋川村文書送状『平安遺文』三三三九・三三二七号)この両者が一通のものであることは赤松氏の指摘がある(前章註②③)が、東大寺図書館蔵の原文書をみてもそのことは明白である(一一一七二、一一一七三)。参考のため、これらの政所下文について『平安遺文』の文書番号を記しておく、一一一七四・一一八〇・一二四七・一二五八・一二九〇・一三三七・一四九八・一六九三・一七九五・一九〇〇・一九〇四・二二六一号である。
- ③⑨ 承安五年五月日東大寺莊園文書注文(『平安遺文』三六九〇号)、治承四年十月日東大寺黒田莊文書目録(『同』三九三三号)
- ④⑩ 天喜三年九月廿日上野重安申文(『平安遺文』七二九号)
- ④⑪ 註②③
- ④⑫ 近年、稲葉伸道氏は平安鎌倉の政所下文をまとめて表示されている(『中世東大寺寺院構造研究序説』・『年報中世史研究』創刊号)。
- ④⑬ 『寺領莊園の研究』(一九四二年)
- ④⑭ 「造東大寺所と修理所」(『建築史研究』三五号)
- ④⑮ 東大寺修理所の初見は天喜四年十二月三十日東大寺修理所修理記(『平安遺文』八二八・九号)である。長元八年十一月二日東大寺檢損色帳(『同』五五一号)にも修理所はみえるが、これは明らかに東大寺でなく元興寺のものである(『元興寺編年史料』上巻)。
- ④⑯ 大石直正「平安時代後期の徴税機構と莊園制」(『東北学院大学論集』第一号)
- ④⑰ 天曆四年の封戸莊園寺用帳(『平安遺文』二五七号)は別当・三綱らが作成したものであるが④型によっているの封戸については記されていない。ところが久安四年寛仁作成の封戸注進状(『同』二六四七号)には両者ともあわせ記されている。このことも封物納入機能が一元化されていることを傍証しているのではないか、ちなみに寛仁はこれ以前に三綱の一員となっている(富沢清人「東大寺領水無瀬莊と莊民」・『史学』四七一・二に所掲の「東大寺三綱表」を参照)。
- ④⑱ 永承三年六月二日美作國前雜掌奏成安解(『平安遺文』六六一号)
- ④⑲ 天喜三年十一月十九日造東大寺陳案(『平安遺文』七四四号)
- ④⑳ 註④文書には前別当有慶から覚源にかわった直後に前者を非としている様が窺えるが、この別当交替時には様々な転換が見出せるようである。一例を示すと有慶の時、伊賀国において国守小野守経とは武力衝突を含めて激しく対立があったが、覚源が就任すると守経は「方今幸承、御改補之由、仰天欣感、取替無喻、至平今者、國司守経勞承御寺雜事、又可蒙 恩恤、幸蒙霧忽晴、仍永絶犬牙之訴、更致魚肉之勤」との書状を送っている(『平安遺文』七二七号)。このようなこともまた、別当の存在の大きさを感じさせるものがある。
- ⑤① 天喜五年十一月廿三日東大寺政所勘文(『平安遺文』八六九号)
- ⑤② 承曆四年三月五日東大寺政所下文(『平安遺文』一一七四号)

53 嘉保二年正月五日東大寺政所下文『平安遺文』一三三七号)

54 慶信が別当に就任したのは承保二年正月であり、その次の別当権少僧都経範が就任したのは嘉保二年六月廿二日である(『大日本古文书』一六〇・一六一)。また慶信が法印になったのは応徳三年のことである(『僧綱補任』)。

55 三綱のみの署判による政所下文の初見は長治二年四月廿九日のもの(『平安遺文』一六四〇号)である。これ以後のものは上段に三綱、下段に専当、知事が署判している例が一般的である(『同』二三三〇、補三三八、など)。ちょうどこの興福寺政所下文の署判者の変化するのは、別当でいえば覚信の頃であるが、彼は又「乘院賞種始也」という人物であったのは興味深い(『興福寺別当次第』「続々群書類従」第二所収)。

56 富沢氏前掲註④論文。また註⑥参照。

57 平岡氏前掲註④論文。さらに十二世紀になると「別当有闕之時、門跡之僧綱随申請、被補任者例也」(『大日本古文书』一一二一)という記載すらみえるようになる。

58 稲葉氏前掲註④論文。氏はそこで他寺系別当の進出を大きな理由とされているが、私はむしろ他寺系の僧侶が別当になりうる状況が先にあるのであって、それこそが問題であろうと思う。それは一つにはこれまで述べてきた寺内僧の動向であり、他の一つは当時の貴族社会全体の性格によるであろう。この点についていえば、特にこの時期の真言宗系の東大寺別当は多くの寺と関係している例が多く、その動きは興味深いのであるが後考をまちたい。

59 嘉承二年正月十月東大寺三綱等解案(『平安遺文』一六六九号)

60 仁平三年四月廿九日東大寺諸莊園文書目録(『平安遺文』二七八三号)

61 久安三年四月十七日東大寺印藏文書目録(『平安遺文』二六〇九号)

62 政所別当という用例の早いものと思われるものに「政所御上落」という表現が永久四年四月廿日為清雜役請文案(『平安遺文』四六六

九号)にみえる。

63 たとえば註⑥や、大治五年三月十三日東大寺諸莊園文書并絵図等目録(『平安遺文』二二五六号)、保元二年八月日東大寺領播磨園莊園文書目録(『同』二八九九号)など。

64 安元元年十一月廿二日興福寺政所下文案(『平安遺文』三七一七号)、同廿三日法印教縁請文(『同』三七一八号)

65 (養和元年)八月九日東大寺別当菜書状案(『平安遺文』三九九七号)。さらにこの東大寺所司らの申状とは養和元年八月七日東大寺所司等解案(『同』三九五号)であろうが、両者は一枚の文書の表裏をなしている。(京大影写「東大寺文書」4-140)

66 「東大寺別当次第」など

67 正暦三年東大寺封物進未勘注案(『平安遺文』三五五号)、長久五年三月十七日丹後國前雜學海成安解(『同』六一七号)など。

68 表示すると上表のとおりである。ただ十一世紀中葉、近江國で封物徴取の際公文所下文が出されていたのを知ることができ、これらとはまた別の性格のものである(『天喜五年二月十一日付天喜六年正月廿九日付東大寺封米請文』『平安遺文』八五四号、八八四号)。

69 天永三年十二月十七日東大寺公文所注進状(『平安遺文』一七八九号)、大治二年十一月廿日東大寺公文所勘状(『同』二一一二号)など

70 天永二年九月八日記伊國木本莊作田

	年月日	所 充	『平安遺文』
1	平治元(1159)閏5	白米免小東庄	2985
2	永暦元(1160)10. 2	小東庄	3106
3	仁安3(1168)2. 19	黒田蔭生庄官等	3451
4	元暦元(1184)6. 14	松本庄	4179

損得注進帳、天治二年十月大和国春日莊檢田帳、保延三年九月廿三日大和国社屋莊檢田帳(『平安遺文』一七五二、二〇五二、二二七三、三〇)。
 ① 仁平三年東大寺掃磨莊撰津莊文書出納日記(『平安遺文』二七八四〜八号)など

② 種葉氏前掲論文

③ 治承四年十月日山城国玉井庄預所下文案(『平安遺文』三九三〇号)など。

④ 久安二年八月廿五日大和国葉園莊縁松莊田堵解(『平安遺文』二五八七号)

⑤ 庄官任人による本寺政所あての解状は特に十一世紀中葉から十二世紀中葉までに集中して存在している。

⑥ 『郡山町史』七「東大寺領清澄庄の経済」

⑦ 久安三年二月廿五日東大寺政所補任状(『平安遺文』二六〇四号)。

またこの補任状を安元元年の東大寺領莊園文書目録では「久安三年寛光預所任符」としている(『同』三七八〇号)。また預所を上司と称することについて、中田薫「王朝時代の庄園に関する研究」(同氏著・『法制史論集』第二巻所収、一九三八年)でも鎌倉期のものだが、その実例があげられている。

⑧ 『平安遺文』二五六四号。種葉氏は平安時代の寺領経営は専ら「政所系列」によるものであって大衆が独自に関することはなかったとされ、本文書も別当の決定を追認したにすぎないものとしているが、私は本

文のように理解しておきたい。十二世紀になると政所下文以外に大衆下文というものが登場しているのである(長治元年八月二日大和国崇敬寺別当頼慶請文『平安遺文』一六二五号、天仁三年三月九日東大寺大衆下文案『同』一七一七号)。

⑨ 註⑦参照

⑩ 承安五年の東大寺文書目録写比太庄の項には「二巻 勅書案并讀文等覚光進」とある(『平安遺文』三六八五号)。

⑪ 久安三年十月六日僧葉書状(『平安遺文』二六二九号)。さらには覚仁については応保元年以前に「清澄田一丁」を施入していることがみえる(応保元年九月廿一日東大寺文書出納日記『同』三二八〇号)。

⑫ 『平安遺文』二六五四号

⑬ 覚光は本文でみるように、私領主的性格をもっていたが、また「得業」とあるように学僧でもあったことには留意する必要がある。この他、大井西部庄関係の文書にもその名がみえる(保延二年七月廿五日東大寺諸莊文書目録『平安遺文』二三四六号、永治元年十月廿九日東大寺牒案『同』二四五二号)。同庄はその地利を花敵・法華会と共に学生衣服料にもあてていたから(『岐阜県史通史編中世』)、その関係で学生の一員としてかわっていたのではないだろうか。

⑭ 註⑩。また延暦寺の例ではあるが、「私下文」を寺家の下文として軍兵を發し自らの郎党を庄司にしたりする例までみえている(嘉承元年八月十四日堀河天皇宣旨案『平安遺文』一六六三号)

むすびにかえて

我々は九世紀から十二世紀までの東大寺を眺めてきたわけであるが、寺内機構の中枢部の動きをみると十一世紀中葉をその大きな画期としていたといつてよい。

それ以前の東大寺の動きは、独自の支配機構として別当を中核に政所を整備・形成していく過程であった。東大寺は自らのもっていた国家的大寺院という歴史的条件故に、ただちに国家機構から離れて独自の支配機構を作り出すのは王臣家に比して容易ではなかった。そこでそれは十世紀頃より別当を中核とする形でその政所の整備拡大という方向をとったと思われるのである。

かかる政所は十一世紀中葉になってその機構的成立を遂げるが、それは同時に別当の背景に潜んでいた三綱ら寺内有力僧の動きが前面に出ることを意味していた。十二世紀になると、この趨勢はより明確化し、一方で別当の離寺、他方寺内ではそれぞれの有力僧を中核とするような分権化の深まりを見せるのである。こうして東大寺は平安末期の内乱期を迎えるのである。

以上、中世東大寺の成立過程をとりわけ中枢機構の段階差に留意しながら素描を試みたわけであるが、ここでは十一世紀中葉を分岐点としてかかる二段階の異なった運動方向が存在していたのである。しかし本稿では対象の限定もあって充分に触れえなかったが、その背景には一貫した動向があったとみるべきであろう。今私は十分な準備はないが、十二世紀になって具現化していたような寺僧たちの成長を考えている。二段階の運動方向というのも彼らの勢力が寺家レベルでどのように結集しているかという問題にかえて考えると、彼らの成長が別当のもとに集約される段階と別当をのりこえて自らの人的集団を結集しうる段階というようにおきかえられるのではないだろうか。十一世紀中葉が、土地制度・収取機構など多くの点で大きな時代の画期であったことはすでに多くの論者が指摘するところであり、寺内においても同様であったわけだが、この両者の連関も寺内有力僧のあり方、特にその私領支配のそれをみることによって、より明らかにしうるように思われる。

極めて雑駁な見通しに終始してしまっただが、かかる動きの解明のためには、東大寺の問題に限っても、寺院など寺内の人的結集のあり方や職掌分業の構造、寺領や寺僧領の性格など残された課題は多い。また別当の側の性格変化をもみるな

らば、他寺とのかかわりを含めて当時の貴族社会の中に占める東大寺の位置や役割なども考慮されねばならないだろう。このように本稿は極めて限定された視角から段階差を考えたにすぎないものであるが、日本の中世社会が系譜的に古代から連なるものを多く残しながら成立する以上、東大寺などの寺院の変貌はその一典型を示すものといえ、広く中世成立過程の中に位置づけられねばなるまいということを今一度確認して擧筆したいと思う。

（付記） 本稿作成にあたり日本史研究会古代史部会・中世史部会の諸氏から多くの御教示を得た。さらに東大寺図書館は、史料閲覧にあたり快く労をとられた。あわせて御礼申しあげる次第である。

（京都大学大学院生

The Political Background of the Conviction of
Tai Ming-shih 戴名世: In its Relation to the
Learning of *Tai Ming-shih* and *Fang Pao*

方苞

by

Toshio Otani

This article chiefly aims at throwing light upon one aspect of the early political history of *Ch'ing* 清 era by making inquiries into the political background of the conviction of *Tai Ming-shih*, a suppressive censorship case in the early *Ch'ing* era, and by following the traces of the thought of both *Tai Ming-shih*, the main convict, and *Fang Pao* who was implicated in the case.

First inquiring into the relation between this case and that of *Chiang nan k'o ch'ang an* 江南科場案, the cheating case in the examination of *k'o chü* 科舉 in *Chiang nan*, I try to find out the political attitude which *Ch'ing* government adopted. Consequently we will know that *Ch'ing kuan* 清官 played an important role in the government at that time. Next I suggest that the reason of conviction of *Tai Ming-shih* seems to have something with his writing concerning the history of later *Ming* 明 and early *Ch'ing* dynasties with the consciousness of *yi min* 逸民, a faithful subject of late *Ming* dynasty. On the contrary, the main reason of *Fang Pao's* release seems to be the change, or rather progress of his mind from that of a *yi min* to that of a genuine scholar of *Ch'ung li* 窮理.

Seeing these two types of treatment, I conclude that this case exactly makes clear the trend of the governmental policy toward learning in the early *Ch'ing* era.

Le *Todaiji* 東大寺 au commencement du Moyen Age

par

Nobuyoshi Hisano

Le *Todaiji* au IXe siècle n'avait pas assez de rouages propres pour

l'administration domaniale, et en ce point il différait beaucoup des *Oshinke* 王臣家 qui exerçaient la domination domestique. Ce fut au Xe siècle qu'il régla son organe seigneurial, le *mandokoro* 政所, dont le noyau fut le *betto* 別当. Mais il restait toujours dépendant de la puissance publique et son double caractère s'exprimait en l'emploi des deux actes par le temple: *fu* 符 et *cho* 牒. Enfin, au milieu du XIe siècle, le *mandokoro* fut établi comme une institution; mais en même temps cela voulut dire que les rôles des moines puissants grandissaient. Désormais leurs influences l'emportaient sur celles du *betto*. Au XIIIe siècle, cette tendance devenue claire, le *betto* quitta le temple, et les activités des moines puissants devenaient plus remarquable, comme on voit à l'occasion de l'instauration de la *kumonjo* 公文所 et *azukaridokoro* 預所. Parfois refusant le paiement des redevances au temple, ces moines puissants agissaient comme seigneurs privés. Ainsi le pouvoir du temple paraît démembré par eux.

The Establishment of Seigneurity in *Tottori Han*

鳥取藩

by

Takkai Kawate

Among the various historical topics of the early *Edo* 江戸 era, the institution of feudal lordship is very important in relation to the establishment of *Bakuhan Taisei* 幕藩体制. Indispensable work, therefore, is the elaborate investigation into the actual conditions of feudal lordship which culminated in the personal rule of the lord himself, and of the readjustment of office administration.

The process of establishment in which *Mitsunaka Ikeda* 池田光仲, the founder of the *Ikeda* family 池田家, set up his lordship in *Tottori Han* will present a good example. *Mitsunaka*, having succeeded to the office of lord in his minority, had to engage in the conflict with his major subjects and, as he grew, he managed to win the conflict through various policies such as the use of the authority of central government *Bakufu* 幕府, or setting up the exclusive seignorial family of *Ikeda*.

Then he fixed firmly the social status of his subjects and rearranged the administrative system to stabilize the authority of the lordship.